

第5次田尻町総合計画

基本計画（素案）

1 ひとを育み未来につなぐまちをつくる

- 1-1 次世代の育成
- 1-2 学校教育
- 1-3 生涯学習
- 1-4 人権尊重
- 1-5 国際化と平和の推進

1-1 次世代の育成

現状と課題

田尻町では、関西国際空港開港を契機に人口増加が続いていますが、年少人口比率は横ばいとなっています。今後は住宅開発による若い世代の人口流入が鈍化し、人口が減少に転じることが予測され、人口の維持と均衡のとれた人口構成の維持が求められています。引き続き、子どもたちが健やかに育ち、若い世代が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが求められています。

子育て支援では、子育てガイドブックの作成・配布など子育てに関する情報提供、ファミリーサポートセンター事業や町立幼稚園・子育て支援センターでの一時預かり事業など保育サービスの充実、3歳から5歳児の保育所・幼稚園の保育料等無償化や子ども医療費助成事業対象者を18歳まで拡大するなど子育てに伴う経済的負担の軽減に取り組んできました。今後は、子ども・子育てに関する窓口の一本化など、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

子どもたちを健やかに育む環境づくりでは、子どもの見守り活動や放課後子ども教室推進事業など、学校と家庭・地域の連携による取り組みを進めてきました。今後は、地域に開かれた学校、おらが学校としての意義を大切に、町全体で子育てを進められるよう連携の強化が求められています。

図、写真等

基本方針

- 子育て支援施策を総合的に推進し、子育てを町ぐるみで支えることにより、田尻で子どもを生み育てたい、育ててよかったと思えるまちづくりをめざします。
- 子どもの権利を尊重し、次世代を担う子どもたちがあたたかな人びとのつながりのなかで健やかに育っていくことができる環境づくりを進めます。

施策の展開

(1) 子育て支援体制の充実

施策	内容	担当課
①子育てに関する情報提供・相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター事業の充実 ・子育て支援ガイドブックの作成 	こども課
②子育て交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・親子が気軽に交流できる場の充実 ・子育てグループなど自主的な活動への支援 	こども課
③保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業の充実 ・子育て短期支援事業の充実 ・幼保合同保育の推進と保育内容の充実 ・延長保育、一時預かり事業など多様な保育サービスの充実 	こども課
④放課後児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業（なかよし学級）の充実 ・キッズ・ルームの子どもたちの遊びと学びの場、保護者の交流の場としての運営 	こども課
⑤子どもと親の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦教室や親子教室等での食育、健診での育児・栄養相談や指導の充実 	健康課
⑥子育てに伴う経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳児の保育料等無償化やこども医療費助成事業の充実・利用促進 	こども課
⑦ひとり親家庭の生活支援と自立促進	<ul style="list-style-type: none"> ・岸和田子ども家庭センターと連携した、支援制度や相談窓口の案内・情報提供 	こども課

(2) 子どもたちを健やかに育む環境づくり

施策	内容	担当課
①学校と家庭・地域の連携による教育環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区地域教育協議会（たじり t r y・ あんぐる）など学校と家庭・地域の連携体制の強化 ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職と連携した生徒指導・教育相談の充実 	社会教育課 指導課
②青少年活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校との連携による、青少年の生涯学習・スポーツ・ボランティア活動などの促進 ・各種講座・講習・研修会開催など、青少年活動の指導者やリーダーの養成 	社会教育課
③子どもの安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や関係機関・団体との連携による、あいさつ運動や見守り活動、青色防犯パトロールなどの推進 	学事課 生活環境課
④子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化による、児童虐待の未然防止と早期発見、適切な支援が図れる体制の充実 	こども課

1-2 学校教育

現状と課題

少子化の進行、情報化の進展、生活様式の多様化など、教育を取り巻く環境が大きく変わるなかで、子どもの学習意欲や学力・体力の低下、規範意識の希薄化など多くの面で課題が指摘されています。子どもたちを取り巻く社会環境は常にめまぐるしく変化し、子どもたちの成長に少なからず影響を与えています。このような状況のもと、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、「生きる力」を育てる環境を整備し、確かな学力を身につけた心豊かでたくましい「田尻の子」を育てることが求められています。

保幼小中一貫教育では、田尻町では小・中学校が互いに隣接するという立地を生かした小中連携により、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす小中一貫教育の取り組みを進めています。今後は、保幼も含めた小中一貫教育の実践の組織的な取り組みを進める一方で、2016（平成28）年度から小中一貫教育校が制度化されたことから、制度導入の検討も必要です。

教育環境の充実では、耐震改修など学校施設・設備の充実を進めてきました。今後、建替え等も踏まえた学校施設の管理計画を検討することが必要です。また、安全・安心な学校・幼稚園づくりを進めるため、地域ぐるみの取り組みが重要です。

地域に開かれた学校・幼稚園づくりでは、今後とも、学校・家庭・地域がそれぞれの適切な役割を果たしつつ、連携しながら、子どもたちの教育を推進していく必要があります。

基本方針

○幼年期からの一貫した教育を推進し、基礎的な学力や体力の向上を図るとともに、「生きる力」の育成を重視した特色ある教育活動、安全な学校施設・設備の整備、地域に開かれた魅力ある学校・園づくりなど、総合的な教育環境の向上に努め、次代を担う心豊かでたくましい「田尻の子」を育みます。

施策の展開

(1) 「生きる力」を育む保幼小中一貫教育の推進

施策	内容	担当課
①保幼小中一貫教育の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・保幼小中一貫教育のための情報共有の推進 ・保幼小中連携による教育カリキュラムの充実 ・幼保一元化によるさらなる保育・教育内容の充実 ・保育所・幼稚園と小・中学校との連携推進 ・小中一貫校制度の導入の検討 	指導課 こども課
②「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・英語教育・国際理解教育の推進 ・ICTを活用した教育保育の推進と授業改善 ・基礎基本の定着と学習習慣確立に向けた学習支援体制の推進 ・学校の教育活動すべてにおける道徳教育の充実 ・実践的な態度を養う人権教育の推進 ・支援教育の推進 ・関係機関との連携を密にした教育相談機能の充実 	指導課 こども課
③学校経営・教育指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の専門性、指導力を高める研修や研究活動の充実 ・少人数指導、習熟度別指導など柔軟なクラス運営をサポートする体制づくり 	指導課

(2) 教育環境の整備充実

施策	内容	担当課
①施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の安全性を最優先とした計画的な更新・改修・整備 	学事課
②学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食の安全・安心の確保、より効率的な運営方法の検討 ・学校給食の無償化の実施、食育の推進・充実 	学事課
③安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育の充実 ・通学路の安全確保 ・さまざまな事態を想定した危機管理体制の確立 	指導課

(3) 地域に開かれた学校・幼稚園づくり

施策	内容	担当課
①地域と連携した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストティーチャーなど地域の人材を活用した体験学習や昔遊びなどの特色のある学習の推進 ・学校・家庭・地域をつなぐ教育コミュニティへの参画協働（学校支援地域本部事業） 	指導課 社会教育課
②家庭や地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園における子育て支援体制の充実 ・家庭や地域に対する積極的な教育情報の発信 ・学校と社会教育が連携した取り組みの推進（親学習会、三世代交流促進講座開催） 	こども課 社会教育課

1-3 生涯学習

現状と課題

暮らしを取り巻く環境の変化や社会の状況に対応しつつ、いまを生きる一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることが望まれています。人びとがその生涯にわたり、あらゆる機会、場所において学習することができ、その資質・能力を向上し、またその成果を適切に活かすことができる生涯学習社会の実現が、いま改めて求められています。また、健康に対する関心の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションに対する住民ニーズは高まりをみせており、その内容も多様化しています。

生涯学習の推進では、第2次田尻町生涯学習推進計画を策定し、総合的かつ計画的に施策を進めてきました。生涯学習は自分自身を高めるだけでなく、その成果を日常生活に活かし、他の人と分かち合うことによって人生がより豊かなものとなり、人びとが幸せに生きるために欠かせないものです。住民の一人ひとりが生涯を通じて、生き生きと学ぶことができ、田尻町でみんなが心豊かで充実した生きがいのある生活を送ることができる生涯学習のまちづくりが求められています。

スポーツの推進では、田尻町には潮風グラウンドやシーサイドドームなどが設けられ、運動や健康づくりの場として活用されています。またスポーツ推進委員や体育協会に加盟する各種スポーツ団体等の活動を通じて生涯スポーツが進められています。住民が生涯を通じてスポーツ・レクリエーションを楽しみ、日常生活に取り入れることにより、健康の増進だけでなく、地域や世代間の交流を促進する生涯スポーツ社会の実現に努めていくことが必要です。

基本方針

○住民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学び、充実した人生をおくるとともに、学習の成果を生かして地域に還元していけるよう、いつでもどこでも学びあえる環境づくりに取り組みます。また、だれもが生涯にわたって気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことのできる環境づくりを進めます。

施策の展開

(1) 生涯学習の推進

施策	内容	担当課
①生涯学習の情報提供、相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習に関する情報の総合的な収集・提供 学習相談機能の整備 	社会教育課
②講座・教室・講演等の学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じた学習機会の充実 社会的な課題に応じた学習機会の充実 学習のきっかけとなる交流事業、イベントなどの充実 	社会教育課
③人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育関係団体の活動の支援や周知、活動情報の提供 人材情報の整備と活用方法の検討 	社会教育課
④主体的取り組みの促進とまちづくりとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 公民館活動の活性化 自主講座開催など自主運営にむけた支援 各種団体・グループの共通の場の形成とネットワーク化の支援 学校などとの連携による豊かな地域づくりの推進 	社会教育課
⑤生涯学習施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 公民館、ふれ愛センターなど町施設の積極的活用 図書環境の機能整備、充実 公民館と田尻歴史館との連携した活用 近隣市町との連携による施設利用機会の拡充 	社会教育課

(2) スポーツの推進

施策	内容	担当課
①生涯スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応したスポーツイベントや大会の開催、各種スポーツ教室の充実 	社会教育課
②健康レクリエーションの環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりにつながる、ウォーキング・ジョギング、サイクリングなどが楽しめる環境づくり 	社会教育課 健康課
③団体・サークル活動の育成・活性化	<ul style="list-style-type: none"> 体育協会など各種スポーツ団体、サークルの育成と活動の促進 	社会教育課
④指導者の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ推進委員など指導者の育成と資質の向上、相互交流の促進 	社会教育課
⑤体育施設の充実と有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 施設の計画的整備・改修 安全な施設利用を確保する維持管理 	社会教育課

1-4 人権尊重

現状と課題

人権は、人が生まれながらに持っている人間らしく生きていくためのだれからも侵されることのない基本的な権利です。すべての人びとの人権が尊重され、差別や偏見、暴力などのない豊かな社会を実現していくことが求められています。しかし、いじめや子ども・高齢者・障害者など社会的に弱い立場におかれた人に対する虐待の深刻化、LGBTなど性的マイノリティへの差別や偏見、インターネットによる人権侵害など、人権をめぐる課題は多岐にわたっています。

また、少子高齢化と人口減少社会の到来、人びとのライフスタイル・価値観の変化、家族や地域社会の変化が進むなか、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かちあい、誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要となっています。

人権の尊重では、今後ともさまざまな人権課題に適切に対応しつつ、人権を尊重する理念が、家庭・地域・職場・学校などにおいて生活に定着するよう、参加型学習など人権教育・啓発の積極的な展開や人権相談体制の充実などにより、人びとが個々に有する力を十分に発揮でき、また人と人とのつながりを通じて心豊かに安らかな暮らしが出来るような人権文化を育てていくことが求められています。

男女共同参画の推進では、男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重し、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野にともに参画できる環境づくりが求められています。

基本方針

- すべての人びとの人権が尊重され、差別や偏見、暴力などのない豊かな社会の実現に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・啓発の推進、相談体制の充実に努めます。
- 男女がその能力と個性を十分に発揮でき、互いに尊重し、社会のあらゆる分野にともに参画できる環境づくりを進めます。

施策の展開

(1) 人権の尊重

施策	内容	担当課
①人権のまちづくりの総合的推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人権課題も含め町の実情に応じた講演会等の人権を考える機会の提供と情報提供 ・職員研修の充実 	企画人権課 秘書課
②人権に関する教育・啓発の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や生涯学習、広報・啓発活動などを通じた、人権の尊重、人権課題の解決に向けた人権教育・啓発の継続的な実施 	企画人権課
③人権相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人権課題にも対応した相談体制の充実 	企画人権課

(2) 男女共同参画の推進

施策	内容	担当課
①男女共同参画の意識づくりと行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・学習機会、情報提供の充実 ・教育・子育てにおける男女共同参画の推進 ・家庭・地域における男女共同参画の推進 	企画人権課
②人材育成と女性の登用	<ul style="list-style-type: none"> ・町の審議会や委員会等への女性の積極的な登用 ・女性職員の職域拡大、管理職への登用 ・男女共同参画に積極的に取り組む人材や団体の発掘、育成 	企画人権課 秘書課
③仕事と生活の調和を支える環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法など労働・雇用に関する法制度の普及、啓発 ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 	企画人権課 産業振興課
④男女共同参画に関する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・女性総合相談、セクシャル・ハラスメントやDV被害者の救済などに向けた相談体制の充実 	企画人権課

1-5 国際化と平和の推進

現状と課題

田尻町には関西国際空港が立地しており、国際線利用の旅客数の増加や町内のホテルの新設により外国人旅行者が増加しています。また国では外国人材の受け入れ拡大の方向にあることから、今後は本町においても外国人の居住が進むことも考えられます。

関西国際空港が立地する田尻町の特性を活かし、交流により異なる文化を相互に理解し国際的文化を育てるまちづくりが求められています。

国際化の推進では、田尻町には国際交流基金関西国際センターが立地しており、研修生との交流が続けられてきました。住民との国際交流がさらに広がり・深まることが期待されます。今後は関西国際空港の立地地にふさわしい国際的なまちづくりが展開されることが求められます。また、国籍や民族、文化の違いなどを認めあい、地域社会を構成する住民としてだれもが尊重され、差別や人権侵害を受けることがない多文化共生のまちづくりが求められています。

平和の推進では、学校教育における平和学習や非核・平和に関する広報・啓発に取り組んでいますが、今後とも、平和を守り、豊かな未来を次世代につなぐことができるよう、平和の維持に向けたまちづくりが求められます。

基本方針

○国籍や民族、文化の違いを認めあいながら、お互いが尊重しあう多文化共生のまちづくりを進めるとともに、住民主体の国際交流・協力活動を支援します。また、平和に関する学習の充実、広報・啓発活動などを通じて住民の意識の向上を図ります。

施策の展開

(1) 国際化と平和の推進

施策	内容	担当課
①国際化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民団体・グループが主体となった国際交流活動、国際協力貢献活動の支援 ・学校教育や生涯学習における語学教育や国際理解教育、体験活動の充実 	企画人権課 指導課 社会教育課
②多文化共生のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向けた人権啓発・人権教育や国際理解教育の推進 ・外国人にもわかりやすい行政情報の提供や公共サインの充実 	企画人権課 指導課
③平和の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習における平和に関する学習、広報・啓発活動の充実 ・学校教育での平和学習の充実 	企画人権課 指導課

2 誰もが元気に安心して暮らせるまち をつくる

2-1 安全・安心

2-2 健康づくり

2-3 高齢社会・障害福祉

2-4 地域・社会の支えあい

2-1 安全・安心

現状と課題

ここ数年、全国的に毎年のように風水害が発生し、地震も頻発しています。田尻町においても、平成30年の台風第21号により大きな被害がもたらされ、住民の防災や町の安全性に関する関心は高まっています。しかしながら、災害に強い安全で安心なまちづくりには、行政からの「公助」だけでは不可能であり、地域住民による「自助・共助」が不可欠です。そのためには、行政の支援のもと、自主防災組織等を中心に、平常時から災害・防災に向き合う意識を醸成し、住民一人ひとりが正しい判断と行動ができるよう防災リテラシー（基本的能力）を高めることが必要となります。また、高齢者をはじめとする災害時要配慮者等への支援についても、行政と住民が協力しながら進めることが求められています。

さらに、高齢者や単身世帯が増加していることなどにより、災害や犯罪の脅威に対する対応力が低下していることに加え、地域での人のつながりの希薄化がみられ、あらためて安全・安心の確保に対する社会的な取り組みが求められています。

災害対策では、住民との相互協力のもと防災活動を進めるために、正確な防災情報の提供が重要です。また、地域において自助・共助の取り組みが行われるよう、消防団を中核とした地域防災力の充実を図り、平常時から住民や民間事業者も含めた連携を広げていく必要があります。

消防・救急では、広域連携による消防・救急体制の充実と消防力の向上が必要です。

防犯・消費生活・交通安全では、子どもや高齢者などをねらった犯罪が社会問題となっており、住民の不安を解消していくことが必要です。また、田尻町では、近年重大な交通事故こそ発生していませんが、全国的に子どもや高齢者がかかわる交通事故が問題となっていることから、継続して交通安全対策が必要です。今後とも犯罪や交通事故などのない安全安心なまちづくりに向けた取り組みが求められています。

基本方針

- 総合的な防災体制、消防・救急体制の充実を図ります。正確な防災情報の提供による防災意識の向上と、住民による自主防災組織の活動の促進を図り、自助・共助による防災力を高め、住民を一人も取り残さない防災をめざします。
- 犯罪や交通事故などのない社会をめざし、住民の防犯や交通安全に関わる意識の向上を図るとともに、自主防犯活動を促進し、交通安全対策を推進します。
- 消費者トラブルの未然防止、拡大防止のため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供を行うとともに、消費生活相談の充実を図ります。

2 誰もが元気に安心して暮らせるまちをつくる

施策の展開

(1) 災害対策

施策	内容	担当課
①総合的な防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における市内の危機管理体制の充実 ・防災施設の整備・充実、防災関連物資の備蓄、防災関連情報通信体制の充実 ・国、府、近隣市町村や関係機関及び民間事業者との連携や防災協定による緊急時即応体制の整備 	危機管理課
②地域ぐるみの防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の普及啓発、防災情報の提供 ・防災訓練実施など自主防災会の活動支援、自主的活動に向けた人材育成 ・災害時要支援者への安否確認、避難誘導など防災活動の実施 ・自主防災会や民間事業者との連携による総合的な防災体制の整備 	危機管理課 福祉課
③防災施設等の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点機能の確保、充実 ・避難所等防災施設の整備・充実、防災関連物資の備蓄、避難路の安全性の向上 	危機管理課

(2) 消防・救急

施策	内容	担当課
①消防・救急体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の充実、人材の確保、資質の向上 ・泉州南広域消防本部と連携した広域化による常備消防力の充実・向上 ・泉州南広域消防本部との連携による計画的な救急体制の充実 	危機管理課

(3) 防犯・消費生活・交通安全

施策	内容	担当課
①防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロールや見守り活動などによる住民の防犯意識の高揚 ・住民主体の防犯・地域安全活動の促進 ・防犯カメラや防犯灯などの維持管理 	生活環境課
②消費生活の安定と向上	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関わる情報提供の充実 ・関係機関との連携による消費生活相談の充実 	産業振興課
③交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察や交通安全協会、地域の団体等との連携による啓発活動や交通安全教室の実施 ・カーブミラー・防護柵等の交通安全施設の整備・維持管理 ・通学ルート安全推進会議の定期開催による大阪府・警察・教育委員会と連携した対策必要箇所の抽出・改善・効果の把握 	都市政策課

2-2 健康づくり

現状と課題

田尻町では、「母子保健計画」「健康増進計画」「食育推進計画」を包含した総合的な健康づくり計画として2015（平成27）年度に「健康たじり保健計画」を策定し、赤ちゃんから高齢者までライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。

医療について、田尻町は多くの診療科目を町外の医療機関に依存しています。町では泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町と共に、泉州南部初期急病センターを運営し、さらに貝塚市も含めて、泉州広域母子医療センターとして取り組んでおり、今後とも広域の連携が重要となっています。

生涯にわたる元気づくりでは、田尻町は循環器疾患の患者が多い傾向にあり、その要因として高血圧の方が多く、2016（平成28）年度から3年間にわたり実施した「循環器疾患予防プロジェクト」の調査では、塩分摂取量が多いという特徴がありました。また、運動不足の方や飲酒の割合が高いなどの調査結果から、健康寿命の延伸を図るため、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと生活できるよう、食生活も含めた日常的生活習慣について、住民が主体的な健康づくりを進める支援を図ることが重要です。また田尻の子どもへの健やかな成長のために、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援など母子の健康づくりの取り組みが必要です。

地域医療について、田尻町では、住民の医療ニーズに対応するため、地域の医療機関との連携と近隣市町との広域連携により、地域における医療体制の充実を図る必要があります。

基本方針

- 住民主体の健康づくり活動を促進するとともに、妊娠期から高齢期まで人生の各段階に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めます。
- 地域の医療機関や近隣市町との連携のもと、安心して医療を受けられる体制の充実に努めます。

2 誰もが元気に安心して暮らせるまちをつくる

施策の展開

(1) 生涯にわたる元気づくり

施策	内容	担当課
①推進体制の強化	・住民の健康課題の把握・分析に基づく健康増進事業・保健事業の統合的・計画的推進	健康課
②健康診査・保健指導等の充実	・健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査など健康増進事業の充実	健康課
③母子保健の充実	・妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援の実施 ・健康診査、健康相談・健康教育、親子教室、訪問支援等の充実	健康課
④食育の推進	・地域や各関係部署との連携による子どもから高齢者までライフステージに応じた食育の推進	健康課
⑤感染症対策の推進	・医師会や近隣市町との連携による予防接種の実施 ・感染症予防の啓発や適時情報提供による正しい知識の普及	健康課
⑥心の健康づくりの推進	・健康たじり保健計画・自殺対策計画に基づく心の健康づくりの推進	健康課
⑦生涯にわたる元気づくり活動の促進	・たじりっち体操の普及、健康教育などによる健康づくり意識の向上、健康に対する正しい知識の普及 ・健康づくりに関する自主グループの育成など住民による主体的な健康づくりの促進	健康課

(2) 地域医療

施策	内容	担当課
①医療体制の充実	・医師会や歯科医師会等との連携による地域医療体制の充実 ・近隣市町との広域連携による高次・専門医療体制の充実 ・近隣市町との広域連携によるりんくう総合医療センターを中核とした救急医療、小児救急医療の充実	健康課
②保健・医療の連携強化	・保健と医療の各関係機関との連携による健康相談、保健指導、健診、疾病予防、治療、リハビリテーションまでを切れ目なくおこなう体制づくり	健康課

2-3 高齢社会・障害福祉

現状と課題

田尻町の65歳以上人口は一貫して増加を続けており、2015（平成27）年国勢調査では65歳以上の人口比率は22.8%となりました。また65歳以上の高齢単身者世帯も確実に増加しています。

障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られました。（平成30年4月施行）

高齢社会への対応では、住み慣れた家庭や地域のなかで、高齢者が心身ともに健やかに生きがいとよろこびを感じながら安心して自立した生活ができるような地域づくりが求められています。また、高齢者が要支援や要介護状態になることを未然に防ぐため、住民が主体となった高齢者の健康づくりや介護予防への取り組みが重要です。

障害福祉では、障害のある人が住みなれた地域で自立し、自分らしい生活をおくることができるよう、さまざまな障害の特性と個々の能力や意欲に応じた生活支援や就労支援が必要です。

基本方針

○年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で住民が健康で生きがいを持ち、自分らしく暮らし続けることができるよう、福祉サービスや相談支援体制の充実、社会参加の促進など地域にあった施策を計画的に進めるとともに、まち全体で高齢者や障害のある人を支える体制づくりをめざします。

2 誰もが元気に安心して暮らせるまちをつくる

施策の展開

(1) 高齢社会への対応

施策	内容	担当課
①地域包括ケアシステムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを拠点とした地域ケア体制の整備 ・医療と介護連携の推進 ・地域における見守りネットワークづくり ・地域における自立した日常生活の支援 ・相談支援体制の充実 ・高齢者の権利擁護 	福祉課
②認知症高齢者支援策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療との連携による認知症予防の早期対応の推進 ・認知症に対する理解の促進と共生社会の実現 	福祉課
③安心・快適に暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住安定に係る施策の推進 ・高齢者の移動の安全性・利便性の確保 ・災害時における高齢者支援体制の確立 	福祉課 都 市 政 策 課 危 機 管 理 課
④介護予防と健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援の推進 ・生涯を通じた主体的な健康づくりの支援 	福祉課 健康課
⑤生きがいづくりと社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生きがいづくりに向けた生涯学習・スポーツの機会の充実、世代間交流の促進や居場所づくり ・シルバー人材センターの活性化 ・ボランティア活動への参加促進、社会貢献の機会の充実 	福祉課 社 会 教 育 課
⑥介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の適正・円滑な運営 ・居宅サービス基盤の充実 ・福祉・介護人材の確保 	福祉課

(2) 障害福祉

施策	内容	担当課
①啓発・交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリーの促進 ・福祉教育の推進 	福祉課 指 導 課
②保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病等の予防、障害の早期発見、早期療育・治療のための保健・医療体制の充実 ・障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るための地域リハビリテーション体制の充実 	福祉課 こども課 健康課
③生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援と権利擁護の推進 ・生活支援サービスの提供 	福祉課
④療育・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばす保育・教育の充実 	こども課 指 導 課
⑤雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援のための体制づくり ・職業能力の向上、一般就労に向けた支援の推進 ・福祉的就労の場の充実 	福祉課 産 業 振 興 課
⑥社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・移動・コミュニケーションに関する支援 ・生涯学習・スポーツ活動、社会参加活動への支援 	福祉課 社 会 教 育 課
⑦生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化の促進など福祉のまちづくり ・災害時における支援体制の確立 	福祉課 危 機 管 理 課 都 市 政 策 課

2-4 地域・社会の支えあい

現状と課題

地域の状況やその課題を一番よく知るのにはそこに住む人たちです。安全で住みよく、相互に助けあう地域コミュニティをつくるには、住民が主体となって積極的にまちづくりに取り組む必要があります。また、防災や防犯の面からも、人と人とのつながりの重要性が増すなか、核家族やひとり暮らし高齢者などが増えつつある一方で、従来緊密であった人と人とのつながりが、若年層や新たに転入してきた人などでは希薄化していくことが予想され、地域で支えあうことの必要性がますます高まっています。人口、面積ともにコンパクトな田尻町には、住民同士が互いに知り合える近しきがありますが、地域活動を担っている地区会、婦人会、青年団などのコミュニティ組織と各種団体では人材の確保が課題となっています。

福祉分野においては「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域ともに作っていく地域未来社会の実現が望まれます。

地域コミュニティでは、コミュニティ活動の活性化に向けて、NPO等のテーマ型の活動団体など組織の枠を超えた連携や組織の再構築などにより、地域の活力を維持・再生し、次代につないでいく必要があります。

地域福祉では、地域で生じた様々な課題の解決によりきめ細かく対応していくために、田尻町に関わるすべての人の力をあわせ地域福祉を進めていくことが必要であり、その中核的役割を担うのが社会福祉協議会です。社会福祉協議会がもつ地域活動のコーディネート機能により、町と連携を図りながら地域共生社会の実現を目指します。

社会保障では、住民の適切な理解のもと、社会保障の各制度の健全かつ適正な運用が必要です。

基本方針

- 住民自らが地域課題を解決しようとする姿勢を持ちながら、個性豊かなまちづくりに向けた活動を展開できる地域コミュニティづくりをめざします。
- 住民が相互に支えあう地域福祉活動、ボランティア活動を活性化し、地域において支援を必要とする人びとを地域で支えていく仕組みの充実・強化を図ります。

2 誰もが元気に安心して暮らせるまちをつくる

施策の展開

(1) 地域コミュニティ

施策	内容	担当課
①コミュニティ活動の促進・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の地域づくりに向けたコミュニティ活動への支援の充実 ・コミュニティ活動に対する助成制度の周知・活性化 	企画人権課 福祉課
②コミュニティ活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・各種コミュニティ活動の連携のための場づくり ・コミュニティ活動を支える人材の育成支援 	企画人権課
③コミュニティ施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所の適正な管理運営と利用機会の拡大 ・公共施設の利用しやすい環境づくり 	企画人権課

(2) 地域福祉

施策	内容	担当課
①地域における支えあいの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・人権や福祉に関する意識づくり ・地域における多様な住民交流や支えあい活動の促進 ・ボランティア活動への支援、人材育成・確保 ・地域福祉を進める人とネットワークづくり 	福祉課
②各種サービス・相談支援を受けやすい仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供体制の充実 ・相談支援体制の充実 ・サービス利用の仕組みづくり 	福祉課
③人にやさしい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・利用しやすい交通手段の確保・充実 ・「福祉のまちづくり」の普及・啓発 ・地域における防災・防犯対策の推進（災害時要支援者への取り組み） 	福祉課 生活環境課 都市政策課

(3) 社会保障

施策	内容	担当課
①低所得者への適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度の適正な運用 ・生活困窮者への適切な支援 	福祉課
②国民健康保険事業の健全な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診等保健事業の推進 ・国民健康保険給付の適正化 	住民課
③後期高齢者医療制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の保健事業の推進 ・後期高齢者医療費の適正化 	住民課
④介護保険制度の適正な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の充実 ・介護給付の適正化 	福祉課

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

- 3-1 都市整備
- 3-2 住宅・住環境
- 3-3 生活環境
- 3-4 緑の環境保全
- 3-5 産業振興
- 3-6 歴史・文化

3-1 都市整備

現状と課題

田尻町の道路網は、内陸部のほぼ外周を囲むように主要道路である都市計画道路（広域幹線道路）が整備され、既成市街地の主要道路整備が課題となっています。古くから市街地が形成された町の中心部では狭あい道路が多く、緊急車両の通行の確保や災害時の避難路確保などが課題です。吉見ノ里駅前周辺整備では、2015（平成27）年度に踏切和歌山側の拡幅により安全性の向上を図りました。町の玄関口であることから、さらに駅前周辺の道路・交通環境の改善を進める必要があります。2019（令和元）年5月からは広域連携によるコミュニティバスの運行を開始しました。

田尻町の都市計画公園・緑地は、船岡公園を除いて、りんくう地区整備に伴って計画・整備されたものです。既成市街地では、まとまりのある緑地的空間の確保が難しい状況です。

道路・地域交通では、利便性と安全性を向上させる道路整備が求められています。また公共交通機関としての鉄道の利便性を高めることが重要です。

市街地整備では、田尻町の特性を活かしたにぎわいを生む魅力ある町の顔づくりとともに、安全で快適な市街地の整備が求められています。また、市街化調整区域については、農地の保全を行うとともに、農地や緑との共生を図る新たな土地利用について、検討を進めることが求められています。

景観形成と公園・緑化では、田尻らしさを演出する景観の保全と創造、田尻町のコンパクトさを活かした、みんなが出かけたくなり、歩いて楽しめる、みどりのネットワークづくりが求められています。

基本方針

○住民や来訪者の利便性や安全性の向上に向けた道路・地域交通の維持・充実、快適で安全な居住環境と産業・文化を生み出す魅力ある市街地の形成、良好な景観の創出などを図ります。また、だれもが利用しやすい魅力ある公園づくりを進めるとともに、緑化活動を促進し、緑を感じ、歩いて楽しめる、豊かさゆとりのあるまちづくりをめざします。

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

施策の展開

(1) 道路・地域交通

施策	内容	担当課
①道路体系の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な道路の利便性と魅力を向上させる整備 ・生活道路網の利便性と安全性を向上させる整備 	都市政策課
②人にやさしい道づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・道路・歩道の危険箇所の改修 ・公共施設をつなぐ主要な経路となる道路のバリアフリー整備 ・景観に配慮した、すべての人が利用しやすく快適な道づくり 	都市政策課
③吉見ノ里駅前周辺の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者との協働による吉見ノ里駅前周辺整備事業の推進 ・環境にやさしい交通機関として住民の鉄道利用の促進 	都市政策課
④地域交通の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携によるコミュニティバスの運行 ・移動困難者に対する移動手段の検討 	都市政策課 福祉課

(2) 市街地整備

施策	内容	担当課
①都市計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町の特性を活かし魅力的で良好な市街地の計画的な整備 ・土地利用に関わる法制度の適切な運用 	都市政策課
②にぎわいを生む町の顔づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・吉見ノ里駅前周辺地区の整備 ・にぎわい交流ゾーンの整備 	都市政策課
③安全で快適な既成市街地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽住宅の更新促進方策、空き家対策及び利活用促進方策の検討 ・狭あい道路の解消など安全な市街地整備の誘導 	都市政策課
④市街化調整区域における環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化を抑制する区域としての農地の保全 ・農地や緑との共生を図る新たな土地利用の検討 	都市政策課 産業振興課
⑤災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓や防火水槽などの適正配置 ・防災空間の確保、避難路の整備 ・家屋等の防火・耐震性能の向上、地震に強い建物づくりの促進 	都市政策課 危機管理課
⑥高齢者や障害のある人等にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・だれもが暮らしやすく利用しやすいユニバーサルデザインの視点による公共空間、居住空間の整備 	都市政策課 福祉課

(3) 景観形成と公園・緑化

施策	内容	担当課
①景観の保全と創造	<ul style="list-style-type: none"> ・田尻らしさを演出する景観の保全と創造 ・周辺の景観に与える影響が大きい建築や開発に対する適正な指導、助言 ・地区計画や建築協定の活用による、まちなみ景観の向上 	都市政策課
②屋外広告物の適正配置の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物設置に関して景観や安全性に配慮した適正配置の指導 ・違法広告物の撤去、景観にそぐわない広告物の指導 	生活環境課
③官民協働の景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色を活かす住民の主体的な景観づくりの取り組みの促進 ・公共スペースなどを活用したボランティアによる景観づくりの促進 	産業振興課 都市政策課
④公園・緑地の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの配置とネットワークづくり ・遊具・植栽等の適切な維持管理、計画的な施設の改修・改善など公園・緑地の機能充実 	都市政策課

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

⑤協働によるみどりのまちづくり	・官民協働による緑化の推進 ・住民参画による公園づくりや利活用	産業振興課 都市政策課
-----------------	------------------------------------	----------------

3-2 住宅・住環境

現状と課題

田尻町では、関西国際空港開港を契機に人口増加が続いてきましたが、工場跡地や府営住宅跡地などまとまった面積の住宅開発がほぼ収束し、今後は住宅開発による若い世代の人口流入が鈍化することが予測されます。

一方で、既成市街地では住宅の多くは密集し、老朽化するとともに高齢の居住者も多く、空き家の増加や救急時・災害時の対応力の弱さなどが懸念されます。

住宅・宅地では、周辺環境との調和や緑化などに配慮した適正な宅地開発を誘導する必要があります。町営住宅については、計画的な修繕などによって良好な居住環境を維持することが求められています。

良好な住環境づくりでは、老朽住宅の耐震診断・改修など、災害に強い住宅づくりを促進するとともに、老朽化が進む住宅の更新を誘導しつつ、より住みやすく安全・安心な、また歴史文化や緑を感じられるゆとりある住環境づくりが求められています。

基本方針

- 周辺環境との調和や緑化などに配慮した適正な宅地開発の誘導に努めます。また町営住宅の適正管理に努めます。
- 災害に強い住宅づくりや住宅等のバリアフリー化を促進し、だれもが安心して暮らせる住環境づくりを促進します。老朽化が進む住宅の更新を誘導しつつ、より住みやすく安全・安心な、ゆとりある住環境づくりを促進します。

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

施策の展開

(1) 住宅・宅地

施策	内容	担当課
①住宅・宅地供給の誘導	・周辺環境との調和や緑化などに配慮した宅地開発の適正な誘導	都 市 政 策 課
②住宅取得、定住の促進	・転入・定住促進や三世帯同居・近居促進など各種支援施策による若年層の住宅取得の促進	企 画 人 権 課
③町営住宅の適切な管理運営・充実	・町営住宅の適正管理と長寿命化	都 市 政 策 課

(2) 良好な住環境づくり

施策	内容	担当課
①災害に強い住宅づくりの促進	・住宅の耐震診断・耐震改修の促進 ・災害に強い材質・構造の普及・啓発	都 市 政 策 課
②既存住宅等バリアフリー化の促進	・福祉のまちづくり条例などに基づく既存住宅等のバリアフリー化に対する支援方策の検討	都 市 政 策 課 福 祉 課
③空家や空地対策の推進	・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家対策の推進 ・空家や空地の利活用促進方策の検討	都 市 政 策 課

3-3 生活環境

現状と課題

田尻町では、市街化区域内の汚水下水道の整備を2001(平成13)年度に概ね完了し、その後は一部市街化調整区域の汚水整備を実施してきました。下水道普及率は大阪府平均を上回る水準にありますが、水洗化率は大阪府平均に比べて大きく下回っています。

田尻町では、家庭ごみの分別収集と有料化、容器包装プラスチックの分別収集などを進め、ごみの減量化に取り組んでいます。廃棄物処理については、泉佐野市と田尻町が共同処理する体制となっています。

火葬場・葬祭場は1995(平成7)年度に整備されました。墓地は町内に2カ所設置されています。

田尻町水道事業は、2019(平成31)年4月に大阪広域水道企業団と経営統合を行いました。今後も広域連携により安全・安心な水の供給に努めていく必要があります。

下水道では、下水道施設の機能の維持・向上と耐震性の向上に努め、計画的・効率的な下水道整備を推進する必要があります。また水洗化率向上のために、啓発活動等を積極的に進めていく必要があります。

廃棄物処理では、一層のごみの減量化・資源化を図るとともに、循環型社会の形成に向けた取り組みが求められています。また焼却施設の老朽化に伴い、新ごみ処理施設の整備が必要です。

火葬場・葬祭場・墓地については、適正な管理運営が必要です。

動物愛護の取組みでは、犬・猫など動物の飼育に関するマナーの向上が求められています。

基本方針

○下水道施設の整備及び適正な管理運営、水洗化のさらなる促進、ごみの減量化やリサイクルの促進などに努め、美しく暮らしやすい生活空間の実現と循環型社会の構築をめざします。

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

施策の展開

(1) 下水道

施策	内容	担当課
①下水道施設の整備と維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の整備及び適切な維持管理 ・下水道施設の耐震化、長寿命化対策の計画的な実施 ・市街化調整区域における下水道の計画的整備の検討 ・浸水対策事業（雨水整備工事・内水ハザードマップ作成等） 	下水道課
②事業の健全経営	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料の適正化、徴収率の向上 ・水洗化の促進 ・経営戦略の策定 ・地方公営企業法の適用 ・下水道事業広報 	下水道課

(2) 廃棄物処理

施策	内容	担当課
①ごみの減量化と資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化と資源化の推進 ・住民の自主的なごみ減量化活動の支援 	生活環境課
②ごみ処理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理体制の広域化の推進 ・ごみの適正処理 	生活環境課
③し尿・浄化槽汚泥の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 ・し尿及び浄化槽汚泥の処理体制の広域化推進 	生活環境課

(3) 火葬場・葬祭場・墓地

施策	内容	担当課
①火葬場・葬祭場・墓地の適正な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場・葬祭場・墓地の適正な管理運営 	生活環境課

(4) 動物愛護の取組み

施策	内容	担当課
①動物愛護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬登録や狂犬病予防注射等の実施 ・犬・猫など動物の飼育に関するマナーの啓発 	生活環境課

3-4 緑の環境保全

現状と課題

田尻町は大阪湾に面し、造成された臨海部、内陸部には街道沿いに古くからの市街地が形成され、山側には農地が広がる、コンパクトな町域に都市機能と豊かな自然環境、歴史が共存するまちです。代表的な緑の環境としては、りんくうタウンでは、都市計画公園や都市計画緑地、また内陸部では、船岡公園の緑のほか、尾張池・夫婦池のため池、樫井川・田尻川の水環境と農地があります。

このような緑の環境について、農と緑の多面的な機能に着目し、良好な環境の保全を図りながら、貴重な地域資源として行政と住民等との協働による活用を進める水と緑の環境づくりが望まれます。

緑の環境保全への取り組みでは、田尻町の魅力を高める貴重な緑の地域資源を、行政と住民との協働で保全・活用していく緑のまちづくりが求められています。

基本方針

- 農と緑の多面的な機能に着目し、良好な環境の保全・活用を図ります。河川・海岸など環境の保全に努めるとともに、環境への負荷を抑えた秩序ある利活用を推進します。
- 協働による緑のまちづくりを進め、まちのどこでも緑を感じることができるよう、水と緑が親和した豊かな環境づくりをめざします。

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

施策の展開

(1) 緑の環境保全への取組み

施策	内容	担当課
①水と緑の環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や海岸、公園緑地などの水と緑の環境の維持・改善と住民の憩いの場としての活用 ・農と緑の多面的な機能に着目した、農地や水路、ため池など良好な環境の保全・活用 	都 市 政 策 課 産 業 振 興 課
②環境問題への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止対策の充実 ・不法投棄防止対策の推進 ・地球温暖化対策の推進 	生 活 環 境 課
③協働による緑の環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の主体的な環境保全や環境美化の活動への支援 ・環境学習・体験学習の推進 	生 活 環 境 課 社 会 教 育 課

3-5 産業振興

現状と課題

田尻町は農業や繊維産業とともに海に開かれた漁業のまちとして発展してきました。漁業経営体や水揚げ、水揚げ金額は近年徐々に減少する傾向にありますが、漁業協同組合では日曜朝市や漁業体験、釣り堀の運営など観光漁業の積極的な展開を進めており、田尻漁港は人びとが集う賑わいの拠点となっています。

農業はかつて「吉見早生」として知られたたまねぎの産出などによって、人びとの暮らしと町の経済を支えてきましたが、農業者の高齢化と後継者不足など営農の継続と農地の存続が課題となっています。

田尻町に立地する関西国際空港の航空旅客数は増加しており、特に国際線利用の増加は顕著です。2019（平成31）年春には町内最大規模となるホテルが新設され、町内のホテルは5施設となり、町内に宿泊する外国人旅行者も増加しています。観光振興では、DMO（KIX 泉州ツーリズムビューロー）に参画し、広域連携による取り組みを進めています。

田尻町には、旧来からの水や緑、農地等の自然や歴史資源に加え、関西国際空港とりんくうタウンの整備による新たな資源が凝縮しており、これを活かしたまちづくりを進めることで町の魅力向上を図ることが望まれます。

農漁業と観光・賑いづくりでは、漁業を中心に農業、観光業の連携・交流を進め、町全体で活力ある産業の振興を図っていくことが望まれます。また、海、農地の良好な環境や美しい景観は今後も保全・活用を図ることが重要です。活用にあたっては、観光協会と連携するなど地域のニーズを把握し、幅広い観点から地域づくりを進めることが求められています。

商工業の振興と雇用・就業では、住民生活に密着した地域の商店としての特性を生かした店舗づくりや農漁業との連携、さまざまな活動がおこなえる交流空間の賑いづくりが求められています。

基本方針

- 意欲ある担い手の育成と確保、生産・経営基盤の強化、起業支援など地域産業の活性化をめざし、多様な振興施策を一体的に推進します。
- 住民・事業者・近隣自治体などとの協働のもとに、関空の立地と地域の有するさまざまな資源を活用した観光・交流事業の展開を図り、地域の活性化をめざします。

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

施策の展開

(1) 農漁業と観光・賑いづくり

施策	内容	担当課
①観光漁業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜朝市や漁業体験など漁業協同組合が進める観光漁業の取り組みの支援 ・漁業後継者育成の支援 ・農業・商工業との連携の促進 	産業振興課
②都市型農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・都市近郊の立地を生かした農業の振興 ・泉州黄たまねぎのブランド化の推進 ・農業後継者育成の支援 ・地産地消と食育の推進 ・生産者と消費者との交流の促進 ・住民と協働で行う農地の有効活用の支援 	産業振興課
③にぎわい交流ゾーンの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・田尻漁港周辺の交流施設の整備・充実と有効活用 ・府営りんくう公園、田尻スカイブリッジなど地域資源の回遊性の向上と魅力を生かしたにぎわい交流ゾーンとしての環境整備 	都市政策課 産業振興課 企画人権課
④観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携による観光振興 ・観光情報・地域情報の発信 ・観光協会との連携及び取組の支援 	産業振興課

(2) 商工業の振興と雇用・就業

施策	内容	担当課
①商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業者に対する支援・相談体制の充実 ・後継者支援制度の構築・啓発 	産業振興課
②雇用・就業	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援講座の実施など雇用・就労の促進 ・起業支援制度の構築・啓発 	産業振興課

3-6 歴史・文化

現状と課題

田尻町の歴史的資産としては、府指定有形文化財の嘉祥神社、田尻歴史館（愛らんどハウス）のほか、春日神社などが知られています。また無形文化遺産としては、やぐらとだんじりが一堂に会する秋祭りや吉見の伊勢大神楽などの伝統行事がとりおこなわれています。

歴史的文化的資産の保存と活用では、今後ともその保存と継承に努めるほか、わが町・田尻の誇りとして、住民により広く情報発信するとともに、これらに接する機会を充実していくことが求められています。耐震補強等保存整備を行っている田尻歴史館は、まちの文化振興の拠点施設としての利活用を図ることが必要です。

文化芸術活動は、人びとの創造性を育むとともに、心豊かな活力ある社会の形成につながるものであることから、住民の自主的な文化活動を支援するとともに、すぐれた文化・芸術に接することができる環境の充実を図るなど、多様な文化が育まれる環境整備を進めることが必要です。

基本方針

○文化のかおり高い個性豊かなまちづくりとうるおいのある暮らしの確保、住民の一体感の醸成に向け、町内の歴史ある文化財や伝統行事などの保存と継承を支援するとともに、住民主体の文化・芸術活動を促進し、新たな文化の創造につなげていきます。

3 住み働き楽しく豊かさを感じるまちをつくる

施策の展開

(1) 歴史的文化的資産の保存と活用

施策	内容	担当課
①郷土の歴史文化の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料の調査・研究と成果の普及 ・地域の伝統、祭りなど歴史文化の情報発信 	社会教育課
②保存・継承活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による自主的な保存・継承活動の促進 	社会教育課
③文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・田尻歴史館の保存整備 ・田尻歴史館の地域文化拠点としての活用 	社会教育課

(2) 文化芸術活動

施策	内容	担当課
①文化芸術に触れる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、ふれ愛センター、田尻歴史館など町施設の積極的活用 ・近隣市町との連携による施設利用機会の拡充 	社会教育課
②文化芸術活動の活発化	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の育成・確保の支援 ・活動団体相互の交流の場、発表の場の提供 	社会教育課

4 みんなでまちをつくる

4-1 参画と協働のまちづくり

4-2 行財政運営

4-3 広域連携

4-1 参画と協働のまちづくり

現状と課題

田尻町では、住民同士が互いに知り合える近しさがあり、住民と行政との間も互いに顔が見える距離にあります。この田尻町の特性を活かし、住民と行政の協働によるまちづくりを進めることが求められています。

広報・公聴では、住民と行政が対等な立場で参画と協働を進めるために、町政に関する情報が共有されるよう幅広い公聴と積極的な広報、きめ細かな行政情報の提供が求められています。

参画と協働のまちづくりは、住民と行政がそれぞれの責任と役割を果たし、協働しながら地域の課題を解決していくまちづくりを進める必要があります。

基本方針

○幅広い公聴活動や積極的な広報により町政への関心を高めるとともに、住民と行政のそれぞれの役割を明確にしつつ各分野における住民活動、ボランティア活動、NPO活動などの活性化を図り、住民の知恵と力をまちづくりに活かし、住民と行政が手を携えて課題を解決していく参画と協働のまちづくりを進めます。

4 みんなでまちをつくる

施策の展開

(1) 広報・公聴

施策	内容	担当課
①広報の充実	・ 広報たじり、ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用した情報発信の充実	企画人権課
②公聴の充実	・ 懇談会、アンケート調査、パブリックコメントなど様々な機会を通じた公聴の充実	企画人権課
③情報公開と適切な個人情報保護	・ 情報公開制度の運用 ・ 個人情報の保護 ・ 住民票の写し等の第三者等への交付に係る本人通知	総務課 住民課

(2) 参画と協働のまちづくり

施策	内容	担当課
①参画機会の拡充と協働の推進	・ 町政情報の積極的な提供 ・ 政策形成過程からの住民の参画・協働の推進	企画人権課
②協働のまちづくりの推進	・ 各種団体やボランティア、NPOなどがおこなう自主的な活動の支援 ・ 住民活動団体・ボランティアのネットワークの強化 ・ 住民活動等の活性化に向けた方策の検討	企画人権課

4-2 行財政運営

現状と課題

地方分権が進展し、住民に最も近い自治体である市町村には、自主性と責任を持って行政運営を担うことが求められ、人口減少や少子高齢化など、社会経済の大きな変化にも対応していく必要があります。

行政運営では、住民ニーズに的確に対応し、田尻町の魅力を向上するために、選択と集中による効果的な行政運営が求められています。

財政運営は、住民サービスを安定的・継続的に提供していくために、安定した財政基盤の確保と自立的で効率的な財政運営を進めていく必要があります。

基本方針

○自立した自治体経営を推進するため、限られた資源を有効に活用し、戦略的なまちづくりの推進に向けた効果的な行政運営をめざします。住民サービスを安定的・継続的に提供していくために、安定した財政運営に努めます。

施策の展開

(1) 行政運営

施策	内容	担当課
①戦略的な行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・選択と集中による効果的な行政運営 ・各施策の進行管理や事業評価の推進 ・民間活力の導入・活用 	総務課
②柔軟な執行体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的な組織運営 ・定員管理計画に基づいた町職員の適正配置 ・職員の能力開発・向上 	秘書課
③施設の維持管理と整備	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の効率的で効果的な管理運営 ・公共施設の計画的な修繕・改築 ・公共施設の再編、計画整備の検討 	総務課 企画人 権課
④行政情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスの電子化の推進 ・庁内情報システムの充実 ・情報セキュリティ対策の推進 	総務課

(2) 財政運営

施策	内容	担当課
①計画的・効果的な予算編成	<ul style="list-style-type: none"> ・長期計画に基づく効率的な予算執行 ・効果的な予算編成方式の導入 	総務課
②経費の節減	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の適正化 ・事業費や施設の維持管理費等のコスト削減 	総務課 秘書課
③財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担の適正化 ・遊休財産の処分、利活用 	総務課

4-3 広域連携

現状と課題

人びとのライフスタイルの多様化によって、その生活圏は行政区域を越えて広がっています。一つの自治体で多様化・高度化する住民ニーズのすべてに対応することは困難であり、広域的な連携による取り組みが必要です。

広域行政・広域連携の推進では、田尻町だけにとどまらない広域的な課題に対応するために、近隣市町村や関係機関との連携を図りながら、経済、観光、文化、交通、医療など幅広い分野において、広域連携を推進する必要があります。

住民交流の促進は、友好都市交流をはじめ、広域的な住民・各種団体による多様な交流・連携を進めることが望まれます。

基本方針

○行政事務の効率化を図り、住民の利便性を高め安全・安心な生活の確保、産業・観光振興を通じたまちの活性化等に向けて、広域行政を一層推進します。また、近隣自治体をはじめ、さらに広域的な住民・各種団体による多様な交流・連携を促進します。

施策の展開

(1) 広域行政・広域連携の推進

施策	内容	担当課
①計画的な広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携事務の充実 ・事務事業の共同化の推進 	企画人権課
②広域行政組織の再編・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな広域連携のあり方についての検討 	企画人権課

(2) 住民交流の促進

施策	内容	担当課
①住民交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市交流の推進 	企画人権課